

住宅

入居募集



旭日団地



新町団地



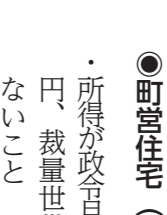
末広二区団地



魚田団地



サンライズビレッジ



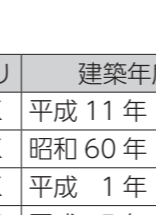
宮下団地



末広一区団地



潮見団地



幌内団地

**入居資格**  
《共通事項》  
・雄武町内に住所を有する人または有することになる人  
・町税などに滞納がないこと

**●町営住宅 (団地)**  
・所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと

●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	旭日	3LDK	平成11年	1	23,600円～54,300円	不可
	宮下	3LDK	昭和60年	1	14,400円～25,100円	不可
	新町	1LDK	平成1年	1	9,900円～22,800円	可
継続	旭日	3LDK	平成5年	1	21,000円～48,400円	不可
	宮下	3LDK	昭和59年	2	13,400円～21,500円	不可
	末広一区	3DK	昭和52年	1	9,100円～15,900円	可
	末広二区	3LDK	昭和58年	1	13,600円～22,500円	不可
	潮見	3LDK	昭和61・62・63年	3	17,400円～45,400円	不可
	魚田	3DK	昭和53年	2	9,100円～17,800円	可
	幌内	3LDK	昭和51年	2	7,800円～14,400円	可

●サンライズビレッジ (新規募集)

間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
1LDK	平成6年	1	30,000円	専用

※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与(所得控除後)の金額、自営業者は1年間の事業所得(必要経費の控除後)から、扶養控除などを差し引いた額を12で除したものです。  
※裁量世帯とは、高齢者世帯(60歳以上)、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者(障がいの程度による)がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯(小学生以下の児童がいる場合も可)などです。  
**●サンライズビレッジ**  
・満35歳未満の独身勤労者であること  
**申込方法**  
・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。  
・平成31年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書または所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものおよび、納税証明書を合わせて提出してください。  
・申し込みの際は、マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

税金

**税を考える週間**  
国税庁では、毎年11月1日から17日までを「税を考える週間」としています。今年は、テーマを「くらしを支える税」とし、さまざまな広報広聴施策を実施します。  
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
**国税庁ホームページ**  
<http://www.nta.go.jp>  
**関税別務署**  
☎ 0158・23・2191

個人事業税第2期納期限は12月2日

個人事業税は、道内に事務所(事業所)があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

事業種別	税率
第1種 物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など	5%
第2種 畜産業、水産業など	4%
第3種 医療、理・美容業、クリーニング業など	5%
あん摩・はり・きゅう業など	3%

○納税通知書は、8月9日(金)に第1期分と第2期分を合わせて送付していますので、第2期納税分を12月2日(月)までに納めてください。  
○コンビニエンスストアでも納税ができます。ただし、1枚の納付書に記載されている金額が30万円を超える場合はバーコードがあってもコンビニエンスストアで読み取りができないものは納税できませんので、ご注意ください。  
○第2期分の納付書を紛失された場合や納税のご相談は、紋別道税事務所納税係へご連絡をお願いします。  
○手続きが簡単で便利な口座振替も利用できます。

道税事務所

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim>  
**オホーツク総合振興局税務課**  
<http://www.ohotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim>  
**関税別道税事務所**  
☎ 0158・24・2626

所得税・復興特別所得税の予定納税

予定納税が必要な人には、6月中旬に紋別税務署から「予定納税額の通知書」を送付しています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。  
**予定納税**  
前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合に、原則としてその3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納付する制度です。

**予定納税額の納付**  
振替納税を利用している人は、第2期納期限(12月2日(月))に指定された金融機関の口座から自動的に引き落とされます。その他の人は、納期限までに金融機関または紋別税務署窓口で納付してください。なお、納付金額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで納付することがあります。  
インターネットを利用して電子納

選考方法

・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。  
※住宅の情報は、ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。  
<http://www.town.ounu.hokkaido.jp/>

※住宅使用料のお支払いには、便利な口座振替が利用できます。  
**募集締切**  
新規募集住宅 11月15日(金)  
継続募集住宅 随時受付  
※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。  
**関税別務署**

消費税の届け出はお済みですか

個人事業主で、新たに課税事業者(消費税込申告・納付が必要)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」を提出する必要があります。  
○令和2年分において課税事業者となる人  
平成30年分(基準期間)の課税売上高が1千万円を超えている場合には、令和2年分は消費税の課税事業者に該当します。  
※平成30年分(基準期間)の課税売上高が1千万円以下であっても、平成31年1月1日から令和元年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超えている

る場合には、令和2年分は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を提出する必要があります。なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。  
○簡易課税制度の選択  
課税期間における課税売上高が5千万円以下の人は、簡易課税制度を選択することができます。  
令和2年分から簡易課税制度を用いて申告する人は、令和元年12月31日(火)までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

各種届出書は、e・Taxでも提出できます。詳しくは、e・Taxホームページでご確認ください。  
**e・Taxホームページ**  
<http://www.e-tax.na.go.jp>  
**関税別務署**  
☎ 0158・23・2191